

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域における再エネ等由来水素利活用促進事業) 交付規程

令和8年6月15日北環財第50号
公益財団法人北海道環境財団制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における再エネ等由来水素利活用促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における再エネ等由来水素利活用促進事業)交付要綱(令和7年4月14日付け環地温発第25041425号。以下「交付要綱」という。)及び地域における再エネ等由来水素利活用促進事業実施要領(令和7年4月14日付け環地温発第25041425号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人北海道環境財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第3欄において財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

また、代表事業者および共同事業者がそれぞれ交付申請を行うこともできるものとする。この場合、申請者は、補助事業の一部を自ら行い、かつ、財産を取得するものに限る。なお、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの事業者が本規程に違反した場合についても共同で申請した者がその責を負う場合がある。

3 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。

4 別紙の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

二 別表第1の第5欄に掲げる方法により算出する。

2 交付額の算出にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、財団の承認を得たときはこの限りではない。

二 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

- 三 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 四 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第 5 による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第 6 条に定める手続によるものとする。
- ア 別表第 2 の第 1 欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 五 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 6 による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 六 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 7 による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。
- 七 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第 8 による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第 9 による名称変更等報告書により財団に報告しなければならない。
- 九 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 十 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十一 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 10 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十二 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十三 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納

付させることができる。

十四 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十五 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に地域における再エネ等由来水素利活用促進事業で取得した財産である旨を明示するとともに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十六 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十七 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には財団が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十八 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 財団が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- 三 財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に財団に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

- 第10条 財団は、第8条第1項第七号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 大臣又は財団は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。なお、第8条第1項第十五号に定める様式第11による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地

調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第四号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 財団は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体であつて補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で財団の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算払請求書を財団に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 財団は、第8条第1項第五号による補助事業の全部若しくは一部の廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等又は本規程に基づく財団の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 五 補助事業者が、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 財団は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 財団は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第16によ

る翌年度補助事業開始承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(交付申請等の方法等)

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第四号の規定に基づく計画変更の申請、同項第五号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第六号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第七号の規定に基づく状況報告、同項第八号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十一号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十五号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産等管理台帳、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

2 財団は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 財団、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行えないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は財団が定める方法で手続きを行うことができる。

4 申請者又は補助事業者は、第1項の規定により交付申請等を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

5 財団は、第2項の規定による通知、承認、指示又は命令を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

(秘密の保持)

第18条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 申請者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなけれ

ばならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年6月15日から施行する。
- 2 前年度から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度事業の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において財団が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。

別表第1

I. 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業

1 補助事業 の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
1. 水素を活用 した自立・ 分散型エネ ルギーシス テム構築事 業	水素等を活用するこ とで、地域防災計画等 により災害時に防災 拠点等として位置付 けられた施設におい て、地域の再生可能エ ネルギーを最大限活 用する、自立・分散型 のエネルギーシステ ムの構築を行う事業	事業を行うために 必要な工事費（本工 事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及 試験費）、設備費、業 務費及び事務費並 びにその他必要な 経費で財団が承認 した経費（補助対象 経費の内容につい ては、別表第2に定 めるものとする。）	第3欄に掲 げた経費の うち財団が 必要と認め た額	ア 総事業費から寄付金その他 の収入額を控除した額を算出 する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経 費と第4欄に掲げる基準額を 比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイ で選定された額とを比較して 少ない方の額に次の割合を乗 じて得た額を交付額とする。 ただし、交付額に1,000 円未満の端数が生じた場合に は、これを切り捨てるものと する。 （ア） 補助事業者が地方自治法 第252条の19第1項の指 定都市以外の市町村（これら の市町村により設立された第 284条第1項の地方公共団 体の組合を含む。）の場合 3分の2 （イ） 補助事業者が都道府県、地 方自治法第252条の19第 1項の指定都市又は第281 条第1項の特別区（（ア）の括 弧書の組合以外の第284条 第1項の地方公共団体の組合 を含む。）の場合 2分の1 （ウ） 補助事業者が中小企業基 本法（昭和38年法律第15 4号）第2条第1項に規定す る中小企業者の場合 3分の2

				(エ) 補助事業者が(ウ)以外の民間企業の場合 2分の1 (オ) 補助事業者が(ア)から(エ)以外の者の場合 2分の1
2. 水素利活用機器導入促進及び社会実装支援事業	水素需要の拡大及び二酸化炭素排出削減に資する設備（水素発電機、水素ボイラー、産業用燃料電池及び水素バーナー等）を導入する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	第3欄に掲げた経費のうち、財団が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額を比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額と対応する一般的な設備との差額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (ア) 補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2 (イ) 補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区（(ア)の括弧書の組合以外の第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合 2分の1

				(ウ) 補助事業者が中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者の場合 ３分の２ (エ) 補助事業者が（ウ）以外の民間企業の場合 ２分の１ (オ) 補助事業者が（ア）から（エ）以外の者の場合 ２分の１
	再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの社会実装に必要な機器（水電解装置、バッファタンク、水素充填ユニット及び水素吸蔵合金等）を導入する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）	第３欄に掲げた経費のうち、財団が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第３欄に掲げる補助対象経費と第４欄に掲げる基準額を比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (ア) 補助事業者が地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された第２８４条第１項の地方公共団体の組合を含む。）の場合 ３分の２ (イ) 補助事業者が都道府県、地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市又は第２８１条第１項の特別区（(ア)の括弧書の組合以外の第２８４条

				第1項の地方公共団体の組合を含む。)の場合 2分の1 (ウ) 補助事業者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の場合 3分の2 (エ) 補助事業者が(ウ)以外の民間企業の場合 2分の1 (オ) 補助事業者が(ア)から(エ)以外の者の場合 2分の1
--	--	--	--	--

Ⅱ. 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

1 補助事業 の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業	地域再エネ水素ステーション導入事業において整備された再エネ水素ステーションの保守点検を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水費、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	第3欄に掲げた経費のうち、財団が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額を比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が2.2百万円を超える場合は、当該金額とする。
	地方公共団体・民間企業等の所有する業務用施設で使用されている設備の高効率化改修（エネルギー効率の向上に寄与する部品・部材の交換等及び交換等を実施した設備を稼働させるのに必要な調整）を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水費、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	第3欄に掲げた経費のうち、財団が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額を比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （ア）地方自治法252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村

				により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。)の場合 3分の2 (イ) 都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区((ア)の括弧書の組合以外の第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。)の場合 2分の1 (ウ) 補助事業者が資本金1,000万円未満の民間企業の場合 3分の2 (エ) 補助事業者が資本金1,000万円以上の民間企業の場合 2分の1 (オ) 補助事業者が(ア)から(エ)以外の場合 2分の1 ※ 再生可能エネルギー由来の設備改修等における補助率とする。
--	--	--	--	--

※1 「再エネ」又は「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として継続的に利用することができるものと認められるものをいう。

※2 「水素ステーション」とは、燃料電池自動車に水素を供給する設備をいう。

※3 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車

イ 特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車又は原動機付自転車

ウ 構内で使用する産業車両

※4 「再エネ水素ステーション」とは、水又はバイオマスを用いて製造された水素を供給し、かつ当該水素が製造される際に要する電力の全量相当分が再生可能エネルギーで賄われている水素ステーションをいう。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場

			経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。 請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	一般管理費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負

事務費	事務費		費又は委託料の費用をいう。												
			事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。												
			事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた合計額の範囲内とする。												
			<table><tr><td>号</td><td>区 分</td><td>率</td></tr><tr><td>1</td><td>5, 0 0 0 万円以下の金額に対して</td><td>6. 5 %</td></tr><tr><td>2</td><td>5, 0 0 0 万円を超え1 億円以下の金額に対して</td><td>5. 5 %</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円を超える金額に対して</td><td>4. 5 %</td></tr></table>	号	区 分	率	1	5, 0 0 0 万円以下の金額に対して	6. 5 %	2	5, 0 0 0 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5 %	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %
号	区 分	率													
1	5, 0 0 0 万円以下の金額に対して	6. 5 %													
2	5, 0 0 0 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5 %													
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員 手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

交付規程様式等

- 様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）
- 様式第 2 変更交付申請書（第 6 条関係）
- 様式第 3 交付決定通知書（第 7 条関係）
- 様式第 4 変更交付決定通知書（第 7 条関係）
- 様式第 5 計画変更承認申請書（第 8 条関係）
- 様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）
- 様式第 7 遅延報告書（第 8 条関係）
- 様式第 8 遂行状況報告書（第 8 条関係）
- 様式第 9 名称変更等報告書（第 8 条関係）
- 様式第 10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 条関係）
- 様式第 11 取得財産等管理台帳（第 8 条関係）
- 様式第 12 完了実績報告書（第 11 条関係）
- 様式第 13 年度終了実績報告書（第 11 条関係）
- 様式第 14 交付額確定通知書（第 12 条関係）
- 様式第 15 精算（概算）払請求書（第 13 条関係）
- 様式第 16 翌年度補助事業開始承認申請書（第 15 条関係）
- 様式第 17 事業報告書（第 16 条関係）

識別番号

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）
交付申請書

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）
交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申
請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30
年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額

円

（うち消費税及び地方消費税相当額

円）

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

5 その他参考資料

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。

2 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

識別番号		
番		号
年	月	日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）
変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）を下記のとおり変更したいので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）については、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程（令和8年 月 日北環財第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人北海道環境財団 理事長 大 原 雅

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付要綱（令和7年4月14日環地温発第25041425号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）実施要領（令和7年4月14日環地温発第25041425号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

- 8 補助事業者が P0 ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の財団に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、財団は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

（１）責任者の所属部署・職名・氏名

（２）担当者の所属部署・職名・氏名

（３）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）変更交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）については、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程（令和8年 月 日北環財第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人北海道環境財団 理事長 大 原 雅

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付要綱（令和7年4月14日環地温発第25041425号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）実施要領（令和7年4月14日環地温発第25041425号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

- 7 補助事業者が P0 ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の財団に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、財団は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

（１）責任者の所属部署・職名・氏名

（２）担当者の所属部署・職名・氏名

（３）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

識別番号		
番		号
年	月	日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）の計画を下記のとおり変更したので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

識別番号

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団

理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）を下記のとおり中止（廃止）し
たいので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用
促進事業）交付規程第8条第1項第五号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - 〈1〉責任者の所属部署・職名・氏名
 - 〈2〉担当者の所属部署・職名・氏名
 - 〈3〉連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、
様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載し
た書類を添付すること。

識別番号

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）
遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）の遅延について、令和8年度二
酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程第8
条第1項第六号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

識別番号

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）の遂行状況について、令和 8 年
度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程
第 8 条第 1 項第七号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

- （本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）
- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （２）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （３）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

識別番号

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）名称変更等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）の交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程第8条第1項第八号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

識別番号

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 8 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）について、令和 8 年度二酸化炭
素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程第 8 条第 1
項第十一号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（規程第 12 条第 1 項による額の確定額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（1）責任者の所属部署・職名・氏名
（2）担当者の所属部署・職名・氏名
（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第 1 1 (第 8 条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域における再エネ等由来水素利活用促進事業) 取得財産等管理台帳
(令和 8 年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	設置又は 保管場所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程第 8 条第 1 項第十五号に規定する財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

3 単価は、設備の取得に係る経費（以下「設備取得費」という。）と設備取得費以外の経費（据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。）の合計額とする。ただし、2つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれかの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

識別番号		
番	年	号
月	日	

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）を完了（廃止）しましたので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添付資料
（1）完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
（2）写真（工程等が分かるもの）
（3）その他参考資料（領収書等含む。）
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（1）責任者の所属部署・職名・氏名
（2）担当者の所属部署・職名・氏名
（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

識別番号

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）の令和8年度における実績につ
いて、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進
事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

＊ 交付規程第8条第1項第六号の規定に基づき財団の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事
業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		(5) 翌年度繰越額
(1) 補助対象経費の区 分	(2) 交付決定額	(3) 補助金受入額	(4) 支払実績額	
合 計				

識別番号

第

号

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付額確定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）については、令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程（令和8年4月 日付け 北環財第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

令和 年 月 日

公益財団法人北海道環境財団

理事長 大 原 雅

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により
年 月 日までに返還することを命ずる。

識別番号		
番 年	月	号 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域における再エネ等由来水素利活用促進事業) 精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）の精算払を受けたいので、令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程第 13 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 請求金額の内訳

(単位：円)

交 付 決 定 額	確 定 額	請 求 額

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 金融機関名：
店 名：
店 番 号：
預貯金種別：
口 座 番 号：
名 義：
カ ナ：
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

識別番号

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 大 原 雅 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）に係る翌年度補助事業開始承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の概要

- （1）補助事業の名称
- （2）補助事業の概要
- （3）翌年度における補助事業の概要

2 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3 参考資料

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

識別番号

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域における再エネ等由来水素利活用促進事業)
年度事業報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金(地域における再エネ等由来水素利活用促進事業)について、令和 8 年度二酸化炭
素排出抑制対策事業費等補助金(地域における再エネ等由来水素利活用促進事業) 交付規程第 16 条第
1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

(1) 年度二酸化炭素排出削減量(実績)

(2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注 様式第 17 は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。